二　前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。

三　雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の期間）

第十一条　法第十二条第一項第五号の国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、十年を超え五十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。　（新設）

（軽微な変更）

第十二条　法第十四条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の同一会計年度内の変更とする。　（新設）

（管理協定の基準）

第十三条　法第二十条第二項第二号（法第二十三条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　協定雨水貯留浸透施設の管理の方法に関する事項は、協定雨水貯留浸透施設の維持修繕その他協定雨水貯留浸透施設の適切な管理に必要な事項について定めること。

二　管理協定の有効期間は、五年以上五十年以下とすること。

三　管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

（管理協定の縦覧に係る公告）

第十四条　法第二十一条第一項（法第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。　（新設）

一　管理協定の名称

二　協定雨水貯留浸透施設の名称（その属する施設がある場合は、その属する施設の名称及び協定雨水貯留浸透施設の部分）及び認定番号

三　管理協定の有効期間

四　管理協定の縦覧場所

（管理協定の締結等の公示）

第十五条　前条の規定は、法第二十二条（法第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

（雨水浸透阻害行為の許可の申請）

第十六条　法第三十条の許可を受けようとする者（法第三十五条の協議をしようとする者を含む。）は、別記様式第二の雨水浸透阻害行為許可申請書（法第三十五条の協議をしようとする者にあっては、雨水浸透阻害行為協議書）を都道府県知事等（法第三十条に規定する都道府県知事等をいう。第二十七条第一号ニ及び第二十九条第一項において同じ。）に提出しなければならない。

2　法第三十一条第一項第二号及び第三号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

3・4　（略）

（雨水浸透阻害行為の許可の申請）

第六条　法第九条の許可を受けようとする者（法第十四条の協議をしようとする者を含む。）は、別記様式第一の雨水浸透阻害行為許可申請書（法第十四条の協議をしようとする者にあっては、雨水浸透阻害行為協議書）を都道府県知事（指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第九条第三項において「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長。第九条第三項及び第三十一条を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

2　法第十条第一項第二号及び第三号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

3・4　（略）